

令和2年8月3日

各市町等教育委員会事務局
指導事務主管課長 様

三重県教育委員会事務局
小中学校教育課長
保健体育課長

県立学校における新型コロナウイルス感染症発生時等の対応について
(依頼)

新型コロナウイルス感染症については、県内で新規感染者が増加するとともに、全国的にも感染が拡大している状況です。また、県内において、10代、20代の感染が多く見られ、教職員や児童生徒の感染も確認されるなど、感染リスクが高まっています。学校において、感染者が確認された場合には、校内の消毒や休業措置、学校施設の閉鎖などの感染防止対策や保護者への連絡、報道対応等について、迅速な対応が求められます。

こうした状況をふまえ、県教育委員会では、県立学校において児童生徒または教職員が濃厚接触者やPCR検査を受けることとなった場合及び感染した場合の対応について、別添のとおり各県立学校に周知しました。

については、関係文書を送付しますので、これを参考にしていただき、市町の状況に応じ、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 送付文書

学校における新型コロナウイルス感染症発生時等の対応について（通知）（写）

事務担当	三重県教育委員会事務局		
	小中学校教育課小中学校教育班	村田	憲彦
	TEL：059-224-2963		
	保健体育課健康教育班	柚木	歩
	TEL：059-224-2969		



令和2年8月3日

県立学校長 様

高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長

学校における新型コロナウイルス感染症発生時等の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、県内で新規感染者が増加するとともに、全国的にも感染が拡大している状況です。また、県内において、10代、20代の感染が多く見られ、教職員や児童生徒の感染も確認されるなど、感染リスクが高まっています。学校において、感染者が確認された場合には、校内の消毒や休業措置などの感染防止対策や保護者への連絡、報道対応等について、迅速な対応が求められます。

こうした状況をふまえ、児童生徒または教職員が濃厚接触者や PCR 検査を受けることとなった場合及び感染した場合の対応について以下のとおりとしますので、各学校において、教職員に周知するとともに、適切に対応願います。

1 児童生徒または教職員が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合の対応

(1) 教職員からの報告の徹底と教育委員会への報告

- 児童生徒や教職員が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合は、県の新型コロナウイルス感染症対策本部から県教育委員会に情報提供され、各保健所からは児童生徒の保護者や教職員に対して学校に報告するよう指示がある。このため、県教育委員会に情報提供があった場合は、当該校校長に速やかに連絡するが、それ以前に保護者や教職員から報告がある場合もあることから、各学校において以下のように対応する。
- 校長は、教職員が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合は、ただちに管理職に報告することを徹底するとともに、報告があった場合は、速やかに高等学校は高校教育課、特別支援学校は特別支援教育課に報告し、「職員等の新型コロナウイルス感染症に係る報告について」を提出する。また、教職員の同居家族が感染者、濃厚接触者若しくは PCR 検査を受けることとなった場合も、同様に対応する。
- 児童生徒が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合についても、速やかに高校教育課（特別支援教育課）に報告する。また、PCR

検査の結果について、速やかに高校教育課（特別支援教育課）に報告する。

（２）児童生徒または教職員が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合の対応

- ・ 児童生徒または教職員の感染が確認された場合は、臨時休業の実施、児童生徒及び保護者への連絡、児童生徒への指導、報道提供等を迅速に行う必要があることから、児童生徒または教職員が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合には、あらかじめ対応について高校教育課（特別支援教育課）と協議するとともに、学校内での児童生徒または教職員の行動履歴を確認し、活動した範囲を記録する。
- ・ 濃厚接触者として特定された児童生徒は、陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から２週間は自宅待機させ、その間、出席停止とする。
- ・ 濃厚接触者として特定された教職員は、陰性であっても、保健所から居宅から外出しないことなど感染防止に必要な協力を求められた期間（２週間）特別休暇とする。

（３）児童生徒や教職員に発熱等の風邪症状が見られた場合の対応

- ・ 児童生徒や教職員に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底する。
- ・ 学校で児童生徒に発熱等の風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状が回復するまで自宅で休養するよう指導する。児童生徒が低年齢や自ら帰宅することが困難な場合は、保護者に迎えを依頼する。その際、児童生徒が帰宅するまでの間は、他の児童生徒と接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなど配慮する。自宅での休養に要した期間は出席停止とし、児童生徒が回復して登校する場合は、当該児童生徒の登校前の検温等の基本的な感染症対策とともに、登校後数日間は在校時に体温や咳、喉の痛み等の健康状態を丁寧に把握する。
- ・ 学校で教職員に発熱等の風邪症状が見られた場合には、ただちに管理職に報告することを徹底するとともに、特別休暇の取得や在宅勤務の実施により、症状が回復するまで自宅待機するよう指導する。教職員が回復して出勤する場合は、出勤前の検温等の基本的な感染症対策とともに、出勤後数日間は、昼休みなどでの定期的な検温や咳、喉の痛み等の症状の有無の把握など、管理職が丁寧に健康観察を行う。

2 児童生徒または教職員の感染が判明した場合の学校の対応

(1) 教育委員会等への報告

- ・ 校長は、保健所や保護者からの連絡により児童生徒または教職員の感染が判明した場合、保健所や保護者から報告のあった内容や感染者の登校状況を高校教育課（特別支援教育課）に速やかに報告する。また、学校医、学校薬剤師に感染者が発生したことを報告し、必要に応じて健康観察や出席停止、消毒等の助言を受ける。

(2) 感染者への対応

- ・ 校長は、児童生徒または教職員の感染が確認された場合、感染が確認された児童生徒を出席停止、教職員については症状の有無に関係なく病気休暇とする。期間については保健所または医療機関の指示をふまえ決定する。

(3) 臨時休業の実施

- ・ 児童生徒または教職員の感染が確認された場合は、必要な箇所の消毒や濃厚接触者の特定に必要な期間（陽性が確認された日の翌日から 3 日間）の臨時休業については、当該校と協議のうえ、県教育委員会が決定する。臨時休業の期間は、部活動や補習などの課外活動についても中止する。夏季休業中に児童生徒または教職員の感染が確認された場合については、臨時休業期間と同様に部活動や補習、企業見学などの課外活動を中止する。

(4) 児童生徒及び保護者への連絡

- ・ 全校児童生徒及び保護者に対して感染者が発生したこと、その状況（他の児童生徒や保護者の不安を解消するため、児童生徒は学年や部活動、教職員は担当学年・部活動等について連絡することも考えていますが、具体的な内容は当該校と協議します）、臨時休業の期間、学校における消毒等の感染防止対策を実施すること、休業中の学習方法、不要不急の外出を控えること、感染症についての正しい理解、プライバシー保護や人権への配慮について連絡する。なお、感染者の状況を説明する際には、感染者の意向を確認し対応することとし、特に児童生徒が感染した場合には、保護者の意向も確認したうえで必要な配慮を行うこととする。

(5) 児童生徒または教職員の感染が判明した場合の学校名の公表

- ・ 県の新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染者情報について、「個人情報に配慮したうえで、県民の不安解消、感染症に備えるために必要なリスク情報は積極的に公表していく。」こととされていることをふま

え、県教育委員会では、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部における発表（居住市町名、10代等の年齢、性別等）とあわせて、感染者が確認された学校名を公表する。このため、校長は、児童生徒または教職員に感染者が確認された場合は、当該児童生徒と保護者、PTA役員に学校名を公表することについて事前に説明する。

- ・ 学校で感染者または濃厚接触者が確認された際には、差別やいじめにつながらないよう、学校全体で感染者の人権に配慮しつつ、正確な情報を児童生徒に伝えるとともに、感染症に対する正しい知識や人権への配慮等について一層の指導を行う。
- ・ 県教育委員会では、感染者が確認された学校について、ネットパトロールによる検索を強化し、児童生徒や学校にかかわる書き込みを確認した場合は迅速に当該校に共有する。

(6) 消毒の実施

- ・ 校長は、感染者が活動した範囲など消毒の必要な箇所やその方法について保健所から指示を受け、消毒を実施する。消毒について業者に委託して実施する場合は、高校教育課（特別支援教育課）に相談する。

(7) 濃厚接触者の特定、感染者の行動履歴の把握

- ・ 保健所による感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定にかかる調査がなされることから、これに協力し、特に学校内での児童生徒または教職員の行動履歴・範囲について、本人や他の教職員とともに把握を行う。
なお、行動履歴については、発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合は症状が現れた日の2日前から、症状がない場合は検体を採取した日の2日前から、入院あるいは自宅等に待機を開始したまでの間（感染可能期間）について、学校内での活動範囲や接触者を把握し、記録する。

(8) 学校で濃厚接触があった場合の対応

- ・ 感染した児童生徒または教職員との濃厚接触者として特定された児童生徒・教職員がいる場合は、当該児童生徒を感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間出席停止とし、教職員は保健所から居宅から外出しないことなど感染の防止に必要な協力を求められた期間（2週間）特別休暇とする。その際、濃厚接触者数や接触状況により休業期間の延長や消毒などの対応が必要かどうかについて保健所と相談するとともに、高校教育課（特別支援教育課）と協議する。